

## 伊勢市と第一生命保険株式会社三重支社との包括連携に関する協定書

伊勢市（以下「市」という。）と第一生命保険株式会社三重支社（以下「第一生命」という。）とは、相互に連携し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、市及び第一生命が、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び市民サービスのより一層の向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 市及び第一生命は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 市政情報の発信に関すること。
- (2) 健康増進・高齢者福祉に関すること。
- (3) 地域行事等のイベント開催に関すること。
- (4) ボランティア活動、地域コミュニティ活動の促進に関すること。
- (5) その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 市及び第一生命は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、取組ごとに別途取り決める。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、市と第一生命は、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 第一生命は、市との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社に実施させることができる。

5 市及び第一生命は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求ることはできないものとする。

### （協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、市又は第一生命から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

### （協定の解除）

第4条 市又は第一生命のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。市又は第一生命は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

### （協定の見直し）

第5条 市又は第一生命のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、市と第一生命が協議の上、変更を行うものとする。

### （守秘義務）

第6条 市及び第一生命は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者（第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を除く。）に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、市と第一生命が協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び第一生命がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年8月30日

三重県伊勢市岩淵一丁目7番29号  
伊勢市

伊勢市長 鈴木健一

三重県津市栄町二丁目312番地  
第一生命保険株式会社 三重支社

三重支社長 本多亮一郎